

国内経済要録

◇総合的な景気対策の推進について

政府は9月17日、最近の経済情勢にかんがみ、物価の安定化をふまえて、需要創出の波及効果、産業別、地域別の不況の状況および雇用情勢ならびに国際経済関係等に配慮しつつ、景気の着実な回復および雇用の安定を図るため、次のような対策を講ずることを決定した。

1. 財政面の措置

(1) 公共事業等の推進

公共事業等については、当初予算の実施の促進を図るとともに、治水、上下水道、公園、農業基盤整備、道路、東北・上越新幹線、災害復旧等を対象として、50年度に事業費8,000億円以上の追加を行う。また、この公共事業等の追加に伴う地方負担について、地方財政の現状にかえりみ、所要の措置を講ずる。

(2) 住宅建設の促進

住宅金融公庫等の個人住宅貸付のいっそうの促進を図るため、50年度個人住宅貸付契約枠について約7万戸相当分2,600億円(事業規模約5,600億円)を追加するとともに、早期に貸付けを実施しようよう十分配慮する。なお、民間金融機関からの融資のうち、個人向け住宅に対する融資額の増加に引き続き十分配慮する。

(3) 公害防止事業等民間設備投資の促進

公害防止関連融資等の促進を図るため、日本開発銀行等に対し、貸付契約枠約950億円(事業規模約1,600億円)の追加を行う。

2. 金融面の措置

(1) 金利政策の推進

金融の円滑化をさらに進めるとともに、金利全般にわたり、その水準の引下げを促進するほか、事業債発行条件の改善のための環境整備に努める。なお、引き続き、歩積、両建ての自棄の徹底を図る。

(2) 個別企業に対する配慮

最近の企業経営の実情にかんがみ、個別企業の実態に応じ、きめ細かい配慮を行う。

3. 中小企業に対する措置

(1) 信用保証の推進

中小企業に対する信用保証の推進のため、保証承諾のいっそうの円滑化を図るとともに、特別小口保険の限度額を250万円に引き上げ、信用保証協会への基金補助につき5億円の増額を図る。

(2) 中小企業金融の円滑化

① 政府関係中小企業金融3機関等の貸付契約枠について、年末追加(注)(約4,800億円)を行うことにより、中小企業金融の円滑化を図る。また、既往債務の返済猶予等について、引き続き弾力的に措置する。

② 民間金融機関からの中小企業向け融資についても、いっそうの配慮を要請する。

(3) 連鎖倒産の防止

中小企業信用保険法による連鎖倒産防止措置を機動的に運用するとともに、必要に応じ民間金融機関による中小企業救済特別融資の活用を図る。

4. 貿易面の措置

世界経済の安定化に寄与しつつ、貿易の均衡的拡大に資するため、日本輸出入銀行に貸付契約枠570億円の追加を行う。

5. 雇用面の措置

最近の雇用情勢の変化に即応して、雇用保険失業給付、職業転換給付金および雇用調整給付金制度について所要の財源措置を講ずることを含め、その適切な運用を図るとともに、高齢者を重点に機動的な職業紹介、職業訓練の強化を行う。なお、来春大学卒業者についても、職業安定機関と大学との連携を強化し、就職の確保に努める。

(注) 政府系中小金融機関等の本年度下期貸出計画の追加は下表のとおり。

(単位・億円)

	追加額	追加後年度 間貸出計画	前年度比
			増減率
国民金融公庫	1,550	14,668	+ 14.3%
中小企業金融公庫	1,680	10,624	+ 10.7
商工組合中央金庫	1,570	5,010	- 6.6
沖縄振興開発 金融公庫	30	936	+ 12.5
合計	4,830	31,238	+ 9.1